

発生抑制

利活用促進

適正処分

令和6年9月24日
第5回 県土研究会

資料6

地域部会の基礎資料

静岡県 交通基盤部

技術調査課

県発注工事の建設発生土の処理状況（下田土木管内）

a) 発生土の現状

- ・ 令和2年度をピークに減少傾向にある。
- ・ 令和4年度の発生土量は約4万4千 m^3 である。
- ・ 4か年の平均有効利用率は51%である。

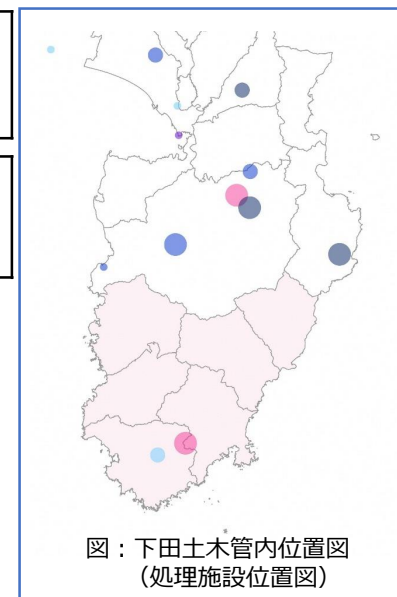
b) 処理施設の現状

- ・ 民間の最終処分場は1箇所のみで受入れ可能土量6千 m^3 に対して令和4年度の最終処分量1万5千 m^3 である。
- ・ 下田市大賀茂に県営の建設発生土処理施設がある。（計画容量8万7千 m^3 ）

c) 最終処分の現状

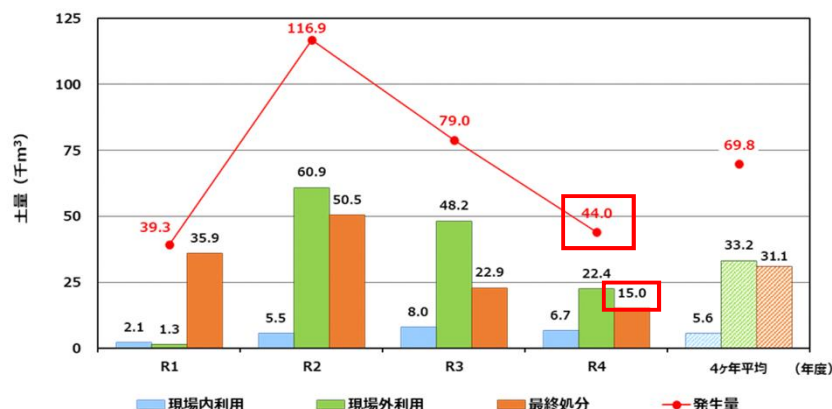
- ・ 有効利用出来る第2種建設発生土において、4か年平均の処分割合が48.7%（1万3千 m^3 ）と大きい。

県対象機関	・下田土木事務所 ・賀茂農林事務所 ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・下田市 ・東伊豆町 ・南伊豆町 ・河津町 ・松崎町 ・西伊豆町

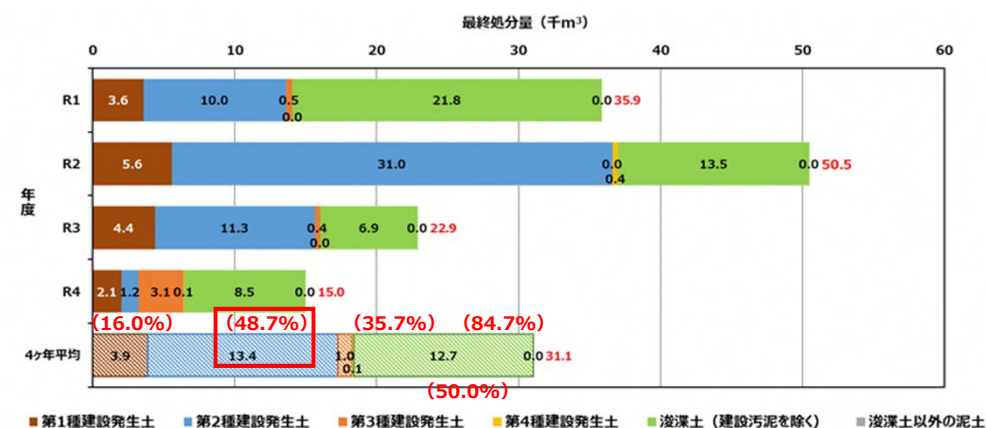


表：下田土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
1	6	-	-	1	6



図：下田土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

下田土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	9%	57%	71%	66%	51%
必要仮置き土量(千 m^3)	28.0	27.1	7.0	6.1	17.1

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量

下田土木事務所管内（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

変化がなかった（下田地区協会）

今後重要だと考える県の取組

指定処分の徹底

ストックヤードの活用

今後重要だと考える県の取組について その理由

- ✓ 建設発生土の土質毎に保管できるストックヤードの設置が必要

地域にとっての有効手段・事例

- ✓ 近隣住民の理解を得るためにも、行政（市町）で管理運営する処理場が有効

県発注工事の建設発生土の処理状況（熱海土木管内）

a) 発生土の現状

- ・ 令和元年度以降、増加傾向にある。
- ・ 令和4年度の発生土量は約1万7千m³と規模が小さい。
- ・ 4ヵ年の平均有効利用率は65%である。

b) 処理施設の現状

- ・ 民間の最終処分場は1箇所のみで受入れ可能土量1万9千m³に対して令和4年度の最終処分は約6千m³である。

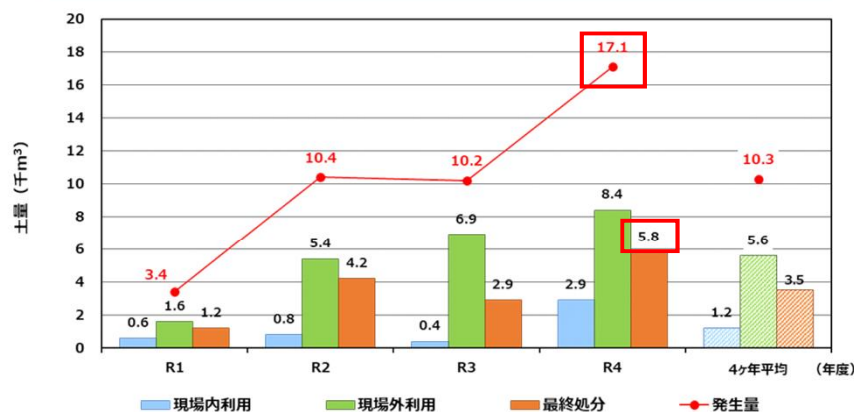
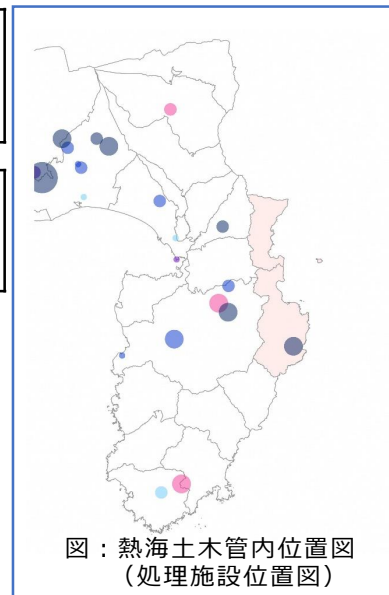
c) 最終処分の現状

- ・ 4ヵ年平均の処分割合が、第3種建設発生土28.6%に対し、第1種建設発生土、第2種建設発生土がそれぞれ43.9%、39.6%と大きい。

県対象機関	・熱海土木事務所 ・東部農林事務所（施工箇所による） ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・熱海市・伊東市

表：熱海土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

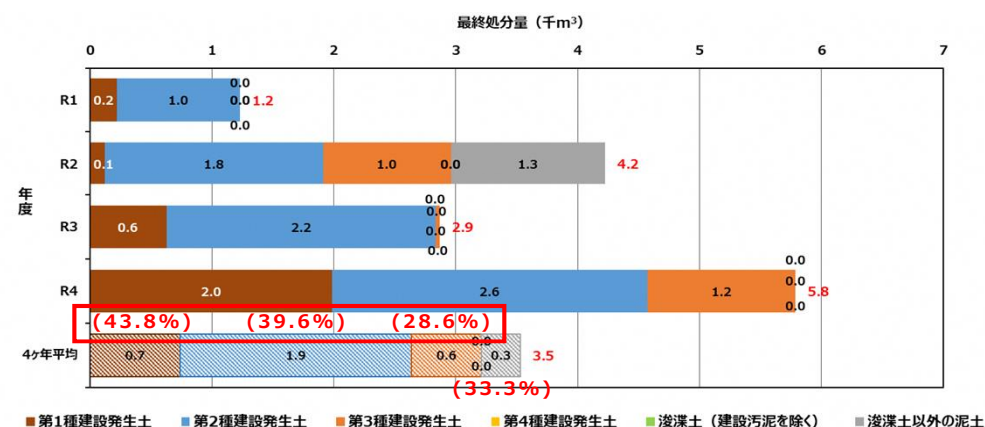
民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千m ³)	箇所数	受入 可能土量 (千m ³)	箇所数	受入 可能土量 (千m ³)
1	19	-	-	1	19



図：熱海土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

熱海土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	65%	60%	72%	66%	65%
必要仮置き土量(千m ³)	0.5	2.1	0.9	2.4	1.5

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

県発注工事の建設発生土の処理状況（沼津土木管内）

a) 発生土の現状

- ・令和4年度は、顕著に増加している。
- ・令和4年度の発生土量は約119万1千 m^3 である。
- ・4ヵ年の平均有効率は82%である。

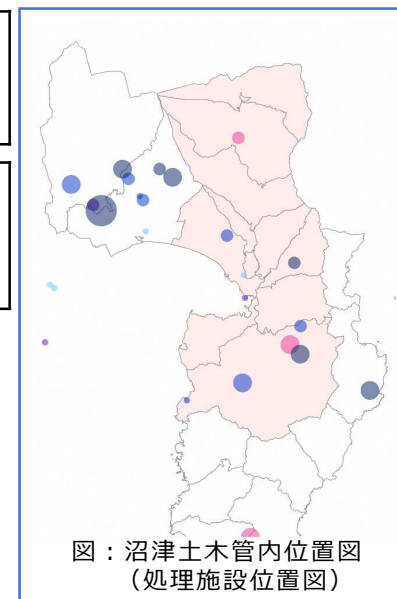
b) 処理施設の現状

- ・民間の最終処分場・ストックヤードは10箇所を受入れ可能土量23万3千 m^3 に対して令和4年度の最終処分量は約4万2千 m^3 である。
- ・伊豆市年川に県営の処理施設（計画容量27万 m^3 ）と御殿場市板妻に県営のストックヤード（1万 m^3 ）がある。

c) 最終処分の現状

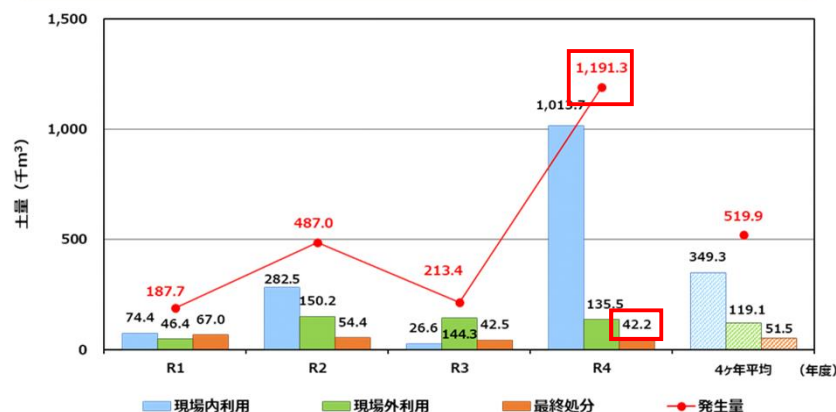
- ・第1種、2種、3種建設発生土の処分割合が、それぞれ3.1%、10.7%、10.3%と低く、有効活用が進んでいる。

対象機関	・沼津土木事務所 ・東部農林事務所 ・企業局東部事務所柿田川支所 ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・沼津市・三島市・御殿場市・裾野市 ・伊豆市・伊豆の国市 ・函南町・清水町・長泉町・小山町



表：沼津土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

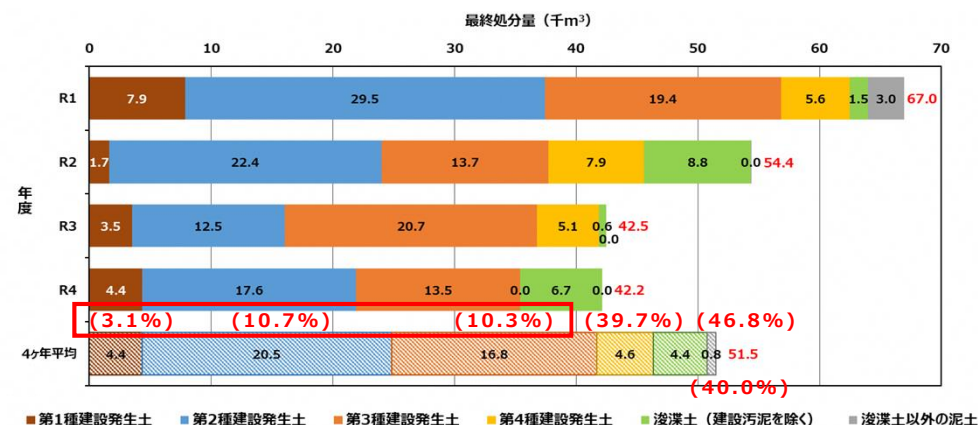
民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
10	233	2	0	8	233



図：沼津土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

沼津土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	64%	89%	80%	96%	82%
必要仮置き土量(千 m^3)	29.4	—	—	—	29.4

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

沼津土木事務所管内（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

変化がなかった（三島地区協会）

今後重要だと考える県の取組

指定処分の徹底

県発注工事の建設発生土の処理状況（富士土木管内）

a) 発生土の現状

- ・ 令和元年度以降、減少傾向にある。
- ・ 令和4年度の発生土量は約8万6千 m^3 である。
- ・ 4ヵ年の平均有効利用率は76%である。

b) 処理施設の現状

- ・ 民間の最終処分場・ストックヤードは10箇所を受入れ可能土量21万9千 m^3 に対して令和4年度の最終処分量が約3万1千 m^3 である。

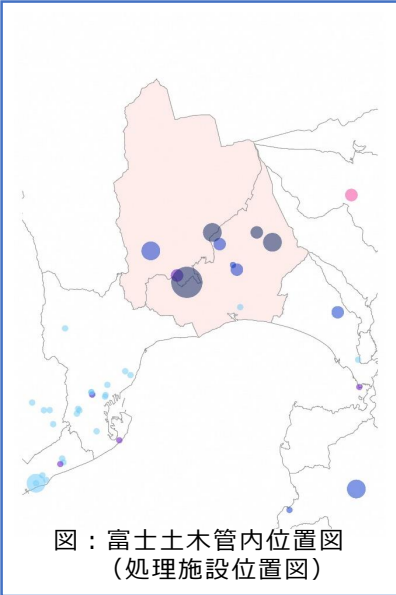
c) 最終処分の現状

- ・ 第2種、第3種建設発生土において、4ヵ年平均の処分割合が33.3%（4.1千 m^3 ）、48.7%（5.6千 m^3 ）と大きい。

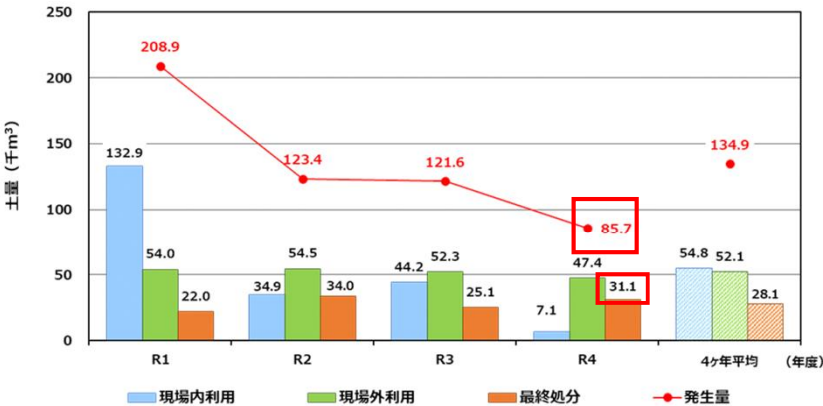
対象機関	・富士土木事務所 ・富士農林事務所 ・田子の浦港管理事務所 ・企業局東部事務所（施工箇所による） ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・富士市・富士宮市

表：富士土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
10	219	1	0.05	9	219



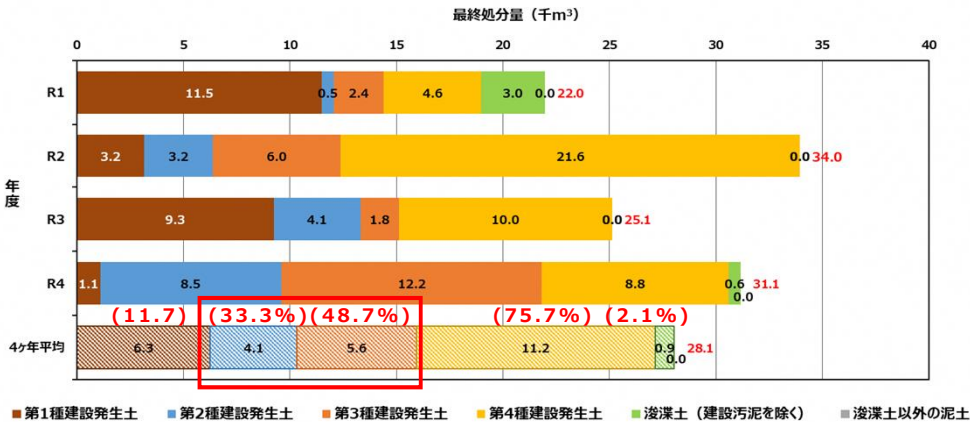
図：富士土木管内位置図（処理施設位置図）



図：富士土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

富士土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	89%	72%	79%	64%	76%
必要仮置き土量(千 m^3)	—	9.3	0.8	14.1	8.1

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

富士土木事務所管内（その１）（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

改善された ３票 変化がなかった ４票 （富士地区協会）

改善に寄与した県取組

指定処分の徹底

S S M

建設発生土処理施設一覧表の公表

今後重要だと考える県取組

指定処分の徹底

S S M

ストックヤードの活用

土質改良土の利用拡大

相談窓口の設置

富士土木事務所管内（その２）（建設業協会アンケート結果 参考）

今後重要だと考える県の取組について その理由

- ✓ **土質改良土の利用拡大で最終処分する土の減量をはかる**
- ✓ **ストックヤードがあれば、処分場の受入れ待ちや受入れ不可に伴う工事の中断がなくなる**
また、自社ヤードへ仮置きする受注者の費用負担もなくなる
- ✓ **近くの現場同士での土砂の工事間流用を行えば、工事費のコストやCO2の削減を図ることが出来る**
- ✓ **土質改良土の売れ行きが悪いため、発生土の受取が出来ない状況であるため、土質改良土が活用されることが重要**

地域にとっての有効手段・事例

- ✓ **土質改良機**などを活用し、現場から搬出せず、**現地で土質改良土の有効利用**を推進する
- ✓ **公共の残土処分場**を整備し、広く受け入れを行うことで**処分費の高騰防止**にも繋がる
- ✓ 牧草地の平坦化を希望する方もいるので**一般に募集**してみる
農林事務所ではすでに行っており、**土木事務所と農林事務所**で連携して取り組むべき
- ✓ 山間部の農地改良を進めたい

県発注工事の建設発生土の処理状況（静岡土木管内）

a) 発生土の現状

- 令和3年度をピークに減少している。
- 令和4年度の発生土量は約19万7千 m^3 である。
- 4カ年の平均有効利用率は78%である。

b) 処理施設の現状

- 民間の最終処分場・ストックヤードは36箇所を受入れ可能土量4万3千 m^3 に対して令和4年度の処理量約3万 m^3 である。

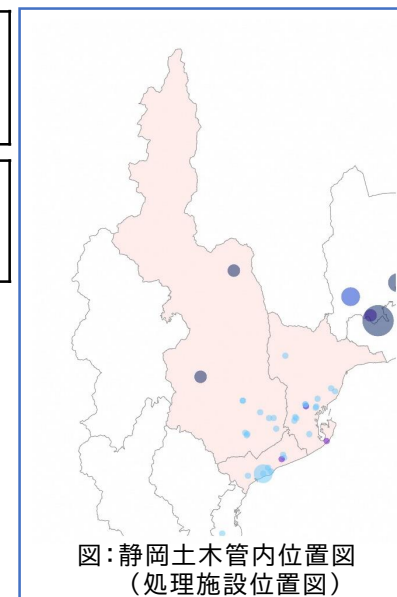
c) 最終処分の現状

- 第1種、第2種建設発生土の処分割合が、それぞれ11.6%、9.0%と比較的小さく、有効利用が進んでいる。

対象機関	・静岡土木事務所 ・中部農林事務所 ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・静岡市

表：静岡土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

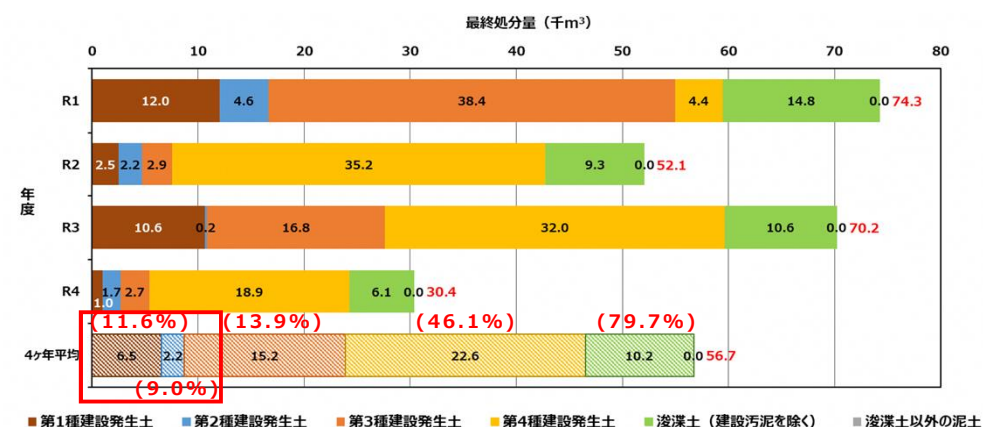
民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
36	43	33	25	3	18



図：静岡土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

静岡土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	70%	81%	76%	85%	78%
必要仮置き土量(千 m^3)	25.2	—	11.8	—	18.5

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

静岡土木事務所管内（その１）（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

改善された（静岡支部）

変化がなかった（清水地区協会）

改善に寄与した県取組

指定処分の徹底

建設発生土処理施設一覧表の公表

みらいの県土研究会

今後重要だと考える県取組

指定処分の徹底

ストックヤードの活用

土質改良土の利用拡大

みらいの県土研究会

静岡土木事務所管内（その２）（建設業協会アンケート結果 参考）

今後重要だと考える県の取組についてについて その理由

- ✓ 工時間流用は時間（期間）の調整が難しく、土質の調整も難しいので、**公営のストックヤードの設置**を希望するが、**土の出し入れの管理が重要**
- ✓ 미래の県土研究会は、県全体の諸課題や情報共有等をする場として、重要で継続が必要と思われるが、**地域によって、抱えている課題が違う**ので、**地域別の部会を設け**個別の問題を具体的に議論することも重要

地域にとっての有効手段・事例

- ✓ **公営のストックヤード、処分場の整備**

県発注工事の建設発生土の処理状況（島田土木管内）

a) 発生土の現状

- 令和3年度をピークに減少している。
- 令和4年度の発生土量は約27万3千 m^3 である。
- 4カ年の平均有効利用率は58%である。

b) 処理施設の現状

- 民間の最終処分場・ストックヤードは7箇所を受入れ可能土量126万9千 m^3 に対して令和4年度の最終処分量は約13万7千 m^3 である。

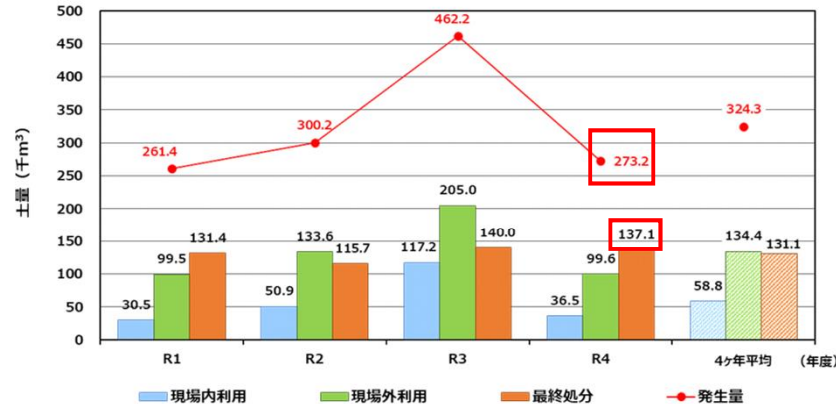
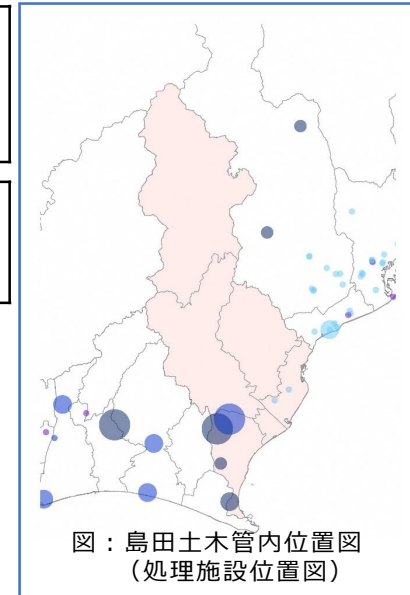
c) 最終処分の現状

- 第1種、第2種建設発生土の処分割合が、それぞれ17.6%、19.5%と有効利用が進んでいる。

対象機関	・島田土木事務所 ・志太榛原農林事務所 ・焼津港管理事務所 ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市 ・吉田町・川根本町

表：島田土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

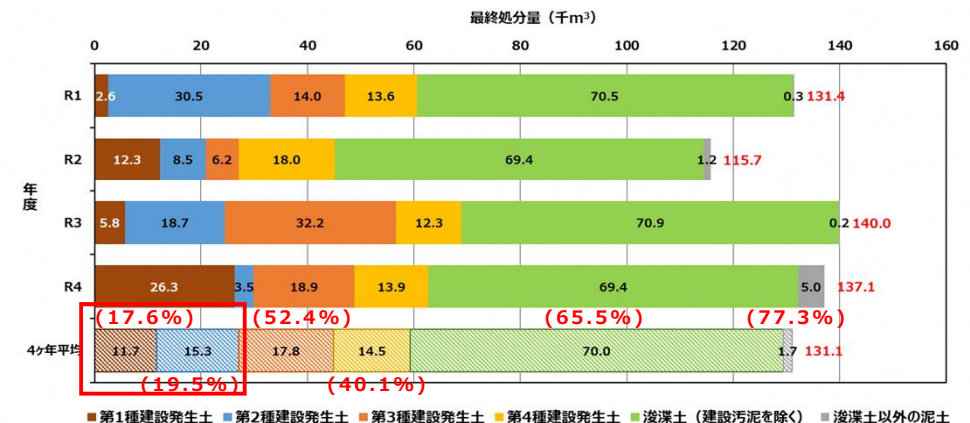
民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
7	1,269	2	1	5	1,268



図：島田土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

島田土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	50%	61%	70%	50%	58%
必要仮置き土量(千 m^3)	79.1	55.7	47.6	82.5	66.2

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

島田土木事務所管内（その1）（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

改善された（島田地区協会）

改善に寄与した県取組

指定処分の徹底

建設発生土処理施設一覧表の公表

今後重要だと考える県取組

指定処分の徹底

ストックヤードの活用

土質改良土の利用拡大

島田土木事務所管内（その２）（建設業協会アンケート結果 参考）

今後重要だと考える県の取組について その理由

- ✓ 防潮堤の盛土への活用など**良質土**については、広大な**ストックヤード**を設置し、いつでも**利用できる**ように希望
- ✓ 良質土については、**公共工事予定地等**にストックできる場所を確保し、**再利用の検討**が必要河川**浚渫土**など不良土及び超不良土の**処分先**が不足
- ✓ 地域内の発生土の土質について、４種以下の不良土が多く、そのままでは他工事での利用が困難なため、**土質改良プラント**の**設置拡大**を希望
- ✓ 近隣に処理場がなく、遠方への**運搬車両**の確保が困難なため、**ストックヤード**を活用し、改良して**他工事への有効利用**が必要

地域にとっての有効手段・事例

- ✓ **農地等**の圃場整備等で水田や畑地（凹地）の**盛土等**への活用
- ✓ 漁港や港湾地域の**高潮対策**で敷地の**盛土**や**嵩上**への活用
- ✓ 本地域は、高齢化が顕著で**年々荒廃農地**が増加しているため、**盛土後の後利用**について、**県も一緒に取り組む**ことを希望

県発注工事の建設発生土の処理状況（袋井土木管内）

a) 発生土の現状

- 令和3年度をピークに減少している。
- 令和4年度の発生土量は約51万2千 m^3 である。
- 4ヵ年の平均有効利用率は69%である。

b) 処理施設の現状

- 民間の最終処分場・ストックヤードは8箇所を受入れ可能土量23万3千 m^3 に対して令和4年度の最終処分量は約10万8千 m^3 である。

c) 最終処分の現状

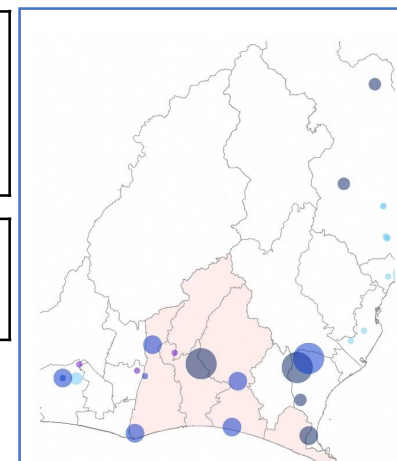
- 第1種、第2種建設発生土の処分割合が、それぞれ13.9%、12.5%と有効利用が進んでいる。

対象機関	・袋井土木事務所 ・中遠農林事務所 ・御前崎港管理事務所 ・企業局西部事務所（施工箇所による） ・その他県部局等（施工箇所による）
------	---

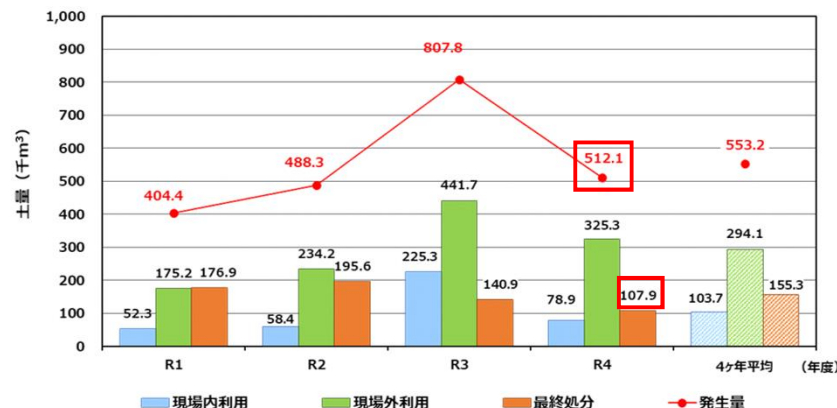
管内市町	・袋井市・磐田市・掛川市・菊川市 ・御前崎市・森町
------	--

表：袋井土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
8	233	1	0.15	7	233



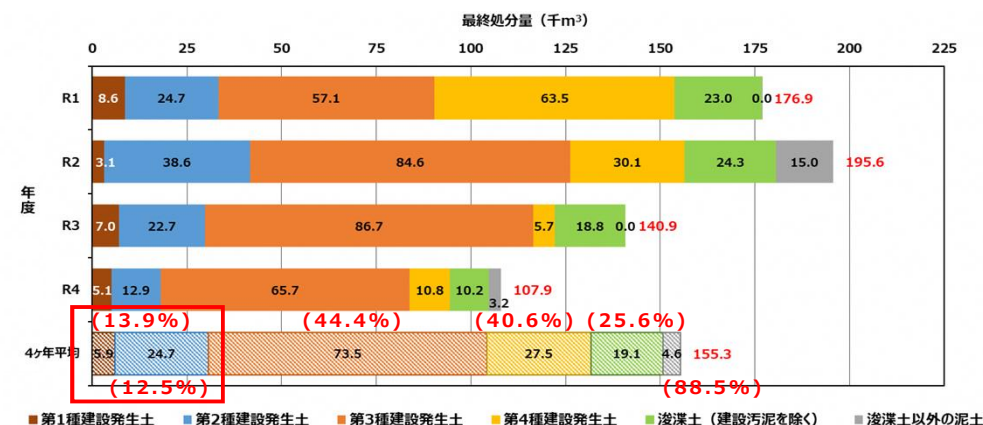
図：袋井土木管内位置図（処理施設位置図）



図：袋井土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

袋井土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	56%	60%	83%	79%	69%
必要仮置き土量(千 m^3)	96.0	98.0	—	5.5	66.5

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

袋井土木事務所管内（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

改善された （袋井地区協会）

改善に寄与した県の取組

指定処分の徹底

建設発生土処理施設一覧表の公表

県発注工事の建設発生土の処理状況（浜松土木管内）

a) 発生土の現状

- 令和2年度以降、横ばいで推移している。
- 令和4年度の発生土量は約19万3千 m^3 である。
- 4ヵ年の平均有効利用率は81%である。

b) 処理施設の現状

- 民間の最終処分場・ストックヤードは6箇所を受入れ可能土量1万4千 m^3 に対して令和4年度の最終処分量は約2万7千 m^3 である。

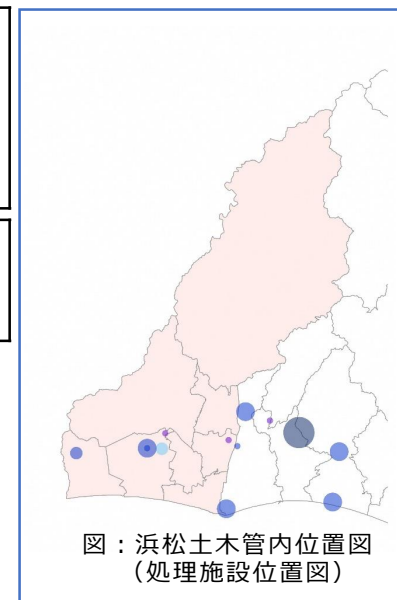
c) 最終処分の現状

- 4ヵ年平均の処分割合が、第3種建設発生土15.2%対し、第1種建設発生土、第2種建設発生土の方がそれぞれ19.2%、27.2%と大きい。

対象機関	・浜松土木事務所 ・西部農林事務所 ・西部農林事務所天竜農林局 ・企業局西部事務所西遠支所 ・企業局西部事務所（施工箇所による） ・その他県部局等（施工箇所による）
管内市町	・浜松市・湖西市

表：浜松土木事務所管内処理施設受入箇所・受入可能土量（令和6年9月時点）

民間処理施設		ストックヤード 土質改良プラント		最終処分場	
箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)	箇所数	受入 可能土量 (千 m^3)
6	14	3	2	3	12



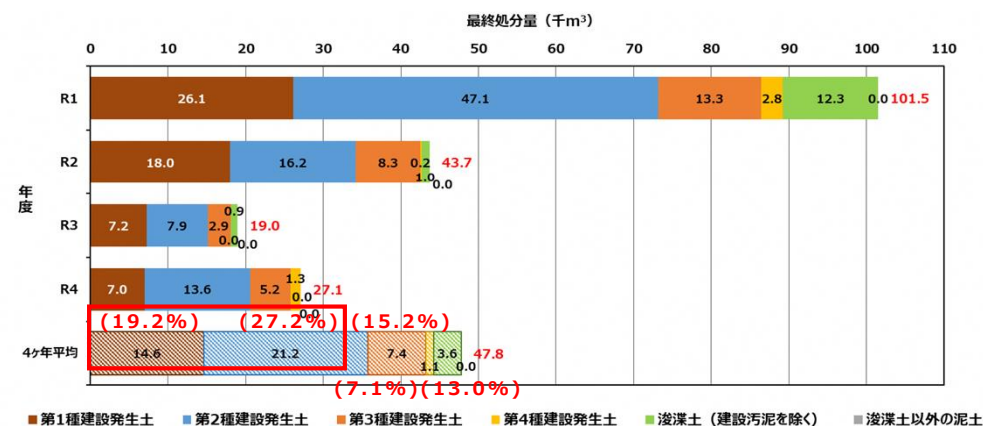
図：浜松土木管内位置図（処理施設位置図）



図：浜松土木管内（対象機関）の建設発生土の処理状況（R1-4）

浜松土木事務所	R1	R2	R3	R4	平均
有効利用率	72%	77%	91%	86%	81%
必要仮置き土量(千 m^3)	30.2	5.0	—	—	17.6

表：有効利用率80%を達成するために、現状に加えて有効利用する土量



図：管内の建設発生土（最終処分量）

※（ ）の数値（%）は土質区分毎の建設発生土に対する最終処分の割合を示す

浜松土木事務所管内（建設業協会アンケート結果 参考）

建設発生土の取り巻く状況の変化

変化がなかった（浜松地区協会）

今後重要だと考える県の取組

指定処分の徹底